

旅行券の使用方法等について

旅行券は、互助組合加入期間を継続して20年以上有し、退職した組合員にお贈りするもので、本人のほかご家族のどなたでも自由に使用できます。

旅行券の種類は、下記のとおりJTBの旅行券、近畿日本ツーリストのツーリスト旅行券、阪急交通社のハイレジャーギフト券及び鹿児島県旅行業協同組合の旅行券の4種類があります。

この中から1種類を選択し「退職関係給付金等申請書」の当該欄にお示しください。

使用方法は、現金同様に、JRグループのほか私鉄、バス、汽船、航空機等のチケットと、各旅行業社及び販売店が指定・企画した宿泊券等の購入や国内・海外旅行の代金支払いとして使用できます。

なお、旅行券は、できるだけ受領後1年以内に使用してください。

記

種 類	取扱店(2018(平成30)年6月現在)及び留意点
J T B 旅行券	全国JTBグループ店舗, オプシアミスミ店, イオンタウン始良店 【問い合わせ】TEL 099-225-5489
近畿日本ツーリスト ツーリスト旅行券	近畿日本ツーリスト全国各支店, 南九州提版センター, 旅丸ツーリスト(鹿児島), さくらツアー(鹿児島), ツーリストプラザ鹿児島店(イオン鹿児島), サニーワールド本社・鹿屋支店, 出水観光旅行社, 屋久島トラベル 【問い合わせ】TEL 099-223-3205
阪急交通社 ハイレジャーギフト券	阪急交通社全国各支店 【問い合わせ】TEL 099-239-6252
鹿児島県旅行業 協同組合旅行券	取扱店及び使用内容は、裏面をご覧ください。 ※ 使用期限は発行日より6ヶ月となっておりますが、使用期限終了後も裏面記載の取扱店で使用期限を延長することができます。 【問い合わせ】TEL 099-225-8901

※ 旅行券の換金及び他人への売買はできません。

※ 旅行券使用終了後は、「旅行券使用報告書」を提出してください。

(旅行券使用報告書用紙は、旅行券に同封します。)